

防災基本計画修正（平成30年6月）の概要

背景

防災基本計画

災害対策基本法第34条に基づき、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を定める計画であり、中央防災会議が作成。

- (1) 関係法令の改正を踏まえた修正（災害救助法・道路法等・水防法等・港湾法）
- (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（平成29年7月九州北部豪雨、平成30年1月～2月の大雪）

主な修正項目

(1) 関係法令の改正を踏まえた修正

① 迅速な救助の実施（災害救助法）

- 救助実施市による救助と都道府県による連絡調整の実施

② 被害最小化や支援強化（道路法等、水防法等、港湾法）

- 国による重要物流道路の指定及び災害復旧等代行制度の創設
- 国等による都道府県管理河川等の工事代行制度の充実
- 国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施



道路啓開の実施

③ 「逃げ遅れゼロ」の実現（水防法等）

- 国による大規模氾濫減災協議会の創設
- 要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化



避難確保計画の作成



要配慮者利用施設の避難訓練

(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正

① 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正

- 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難勧告の発令基準の設定
- 土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤や流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策強化



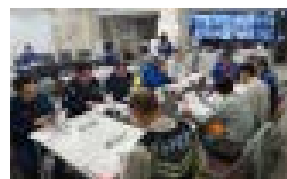
透過型砂防堰堤への改良



流木捕捉式治山ダムの設置

② 平成30年1月～2月の大雪対応を踏まえた修正

- 地方公共団体等による応援協定等について、実効性確保の重要性を理念として明確化
- 道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置を具体化



関係者間による連携



予防的通行規制・集中除雪の実施による早期開放